



さいがいじ ようえんごしや

災害時要援護者 登録制度について

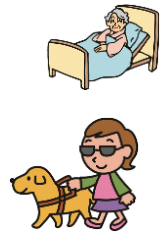
この制度は、高齢者や障害のある方など災害が発生したときに一人で避難することが困難な方々（災害時要援護者）に対し、安否確認や避難誘導などの支援を地域の方にお願ひし、見守っていただくことを目的とした制度です。

災害時要援護者とは？

帯広市では、在宅で次に該当する方について制度周知に努めています。

優先把握対象者

- ① 「ひとり暮らし高齢者」に登録されている方
- ② 身体障害者で、障害の程度が1級又は2級の方
- ③ 介護保険法の要介護認定が、3、4、5の方
- ④ 療育手帳の交付を受けている方
- ⑤ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方
- ⑥ 指定難病等の特定医療費受給者証の交付を受けている方



上記に該当しなくても、在宅の方で避難することに支障がある方はどなたでも登録できますので、お気軽にご連絡ください。

登録するとどうなる？

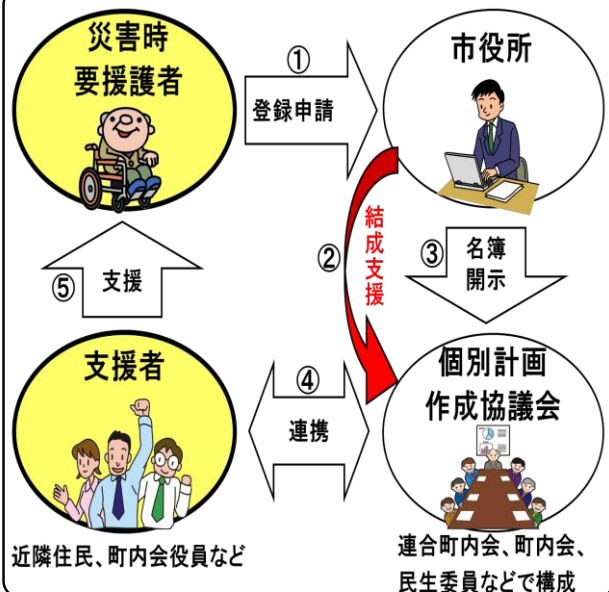
ご協力いただける近隣住民の方に、日頃からの見守りと、いざという時の支援をお願いできます。

支援の内容

- ・ 避難経路の確認
- ・ 避難指示などの情報伝達
- ・ 避難所までの誘導
- ・ 安否確認 など



組織のイメージ図



※ 災害時には、支援する多くの方も被災者になることが想定されます。この制度に登録することで、災害時等の支援が必ず保証されるものでないことをご理解くださいますようお願いいたします。

災害時要援護者についてのお問い合わせは

帯広市役所危機対策課危機対策係 電話／65-4103